

不利益処分の処分基準

処 分 名		収入の額の認定（収入の申告等）
根拠法及び条項		多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 15 条
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課 建築設計・市営住宅グループ
処 分 基 準	関係条項	公営住宅法第 16 条第 1 項・公営住宅法施行規則第 8 条・公営住宅法施行令第 6 条第 4 項・多治見市営住宅管理条例第 14 条
	基 準	収入額の認定（収入の申告） ● 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、収入申告により、近傍同種の住宅の家賃以下で、令 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入申告がない場合において、第 33 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 ● 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告をしなければならない。 ● 収入の申告は、公営住宅法施行規則第 8 条に規定する方法によるものとする。 ● 市長は、収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。 ● 入居者は、認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	